

第4章 イギリススポーツ行政をめぐるネットワーク戦略の態様と作動¹

第1節 文化省のスポーツ政策の動向と関連法令

1972年の「ヨーロッパみんなのスポーツ憲章」(European Sport for All Charter)の第4条では、「各々の政府は、公的機関とボランティア組織との恒常的で有効な協力関係を促進すべきであり、みんなのためのスポーツの発展や調整に関わる国家機関(national machinery)の確立を促進すべきである」と唱われ、さらに第5条では、「スポーツおよびスポーツを行う人々は、政治的、商業的ないしは金銭的な利益追求」や「薬物の不正乱用を含む、不正で墮落的な行為から守られなければならない」と規定された。

当時から四半世紀以上が経過した現代国家のスポーツ政策においては、例えば、「公的機関とボランティア組織との恒常的で有効的な協力関係」に加えて、私的セクターの存在が無視できなくなっているし、望むと望まざるとにかかわらず「スポーツおよびスポーツを行う人々は、政治的、商業的ないしは金銭的な利益追求」の影響を受けざるを得なくなっている。その意味で現代の政府は、スポーツ市場で活動する私的セクター²との間にどのような規制や協力の関係を確立するかが問われているとも言える。

このように現代国家における政治・経済状況の変容に対応する形でのスポーツ政策の変更や修正が喫緊の課題となっており、こうした視点からスポーツ政策の動向を把握し、過去の政策との連動や異相について考察することの意義は失われていないように思われる。以下、1997年5月以降の労働党政権下でのイギリス文化省のスポーツ政策動向に注目し、主に「報道発表」(press release)を題材として、関連法令への言及も含めて検討していきたい。なお、1997年7月にイギリス文化省の英語名称は"Department of National Heritage"から"Department for Culture, Media and Sport"へと変更された。

1. 身障者、人種差別的行為をめぐる政策表明

文化省によれば、「サッカートラスト」(Football Trust)が私的セクターの協賛で身障者(以下、精薄者によるスポーツ活動も含む)にとって最も観戦しやすい競技場を持つ4つのサッカークラブ(Blackburn Rovers, Celtic, Northampton Town, Crewe Alexandra)を公表しているが、スポーツ担当大臣のトニー・バンクス(Tony Banks)は、「未だに極めて多くのクラブが特定のサポーターを一段低くみなしている」と指摘している³。また、「身障者が受けるに値する支援が整っていない」とし、「スポーツ施設の提供者は、彼らのニーズを理解し、競技者やサポーターと綿密に協議することが必要である」としている⁴。

特に身障者の児童は、スポーツに参加したいという強い希望を持っているにもかかわらず、

疎外されているという調査報告を受けて、「政府は身障児童のスポーツへの機会やアクセスを改善し、ニーズを反映させるためにあらゆる事」をなし、健常者とのスポーツ参加の機会拡大を図るとしている⁵。

一方、人種差別的行為について、文化大臣のクリス・スミス(Chris Smith)は、「人種差別を追放する積極的な多くの計画が形を取り始めた」と述べ、「トップのF Aプレミアリーグとフットボールリーグのクラブも、草の根のサッカークラブもこれをより一層促進しなければならない」としている。この面で模範となっているクラブ(West Bromwich Albion, Charlton Athletic, Sheffield United, Northampton Town)が挙げられ、さらに、あるロンドンバラ(Hounslow)では、「人種差別的な行為をしたと報告されたチームに対してピッチの使用を禁じる先駆的な計画が実施されている」として、他の地方自治体がこれに倣うべきことが強調されている⁶。

しかし、スポーツ担当大臣は、「人種的平等のための委員会」(Commission for Racial Equality)等による差別撤廃運動の継続を指摘した上で、「黒人系やアジア系の選手やサポーターに対する人種差別的行為が未だにサッカー競技場において蔓延している」とし、「サッカー対策本部」(Football Task Force)に対して、この問題を最優先事項として調査するよう要請し、さらに、これが「2006年W杯大会招致に関わる基本目的である」ことを加えている⁷。

この後に「サッカー侵害行為法」(Football Offences Act, 1991年)の修正とも絡んで、「対策本部」による勧告が出された。スポーツ担当大臣は、サッカー関係機関、サッカー場の安全担当者(football safety officers)、サッカーライセンス機関(Football Licensing Authority)、地方行政機関、政府等の関係機関への文書の中で勧告の早期実施を促している。

1997年7月30日にスポーツ担当大臣によって設置表明された「サッカー対策本部」では、サッカーにおける人種差別の排除、競技場への身障者のアクセスの改善、クラブ運営へのサポーターの関わり促進、カップ戦や国際試合を含めたチケット販売や価格をめぐる政策設定、サポーターのニーズを反映させる商業政策、選手のスポーツマンシップ発揮やスポーツコミュニティ計画への参加、クラブ運営をめぐる株主、選手、サポーター間の摩擦の調整、について検討されている。1998年3月には『サッカーにおける人種差別の排除』が刊行されている⁸。

サッカー競技場の改善についても、「テイラー報告」(Taylor Report)における勧告の完全実施に向けて、サッカートラスト(Football Trust)、イングランドスポーツカウンシル、プレミアリーグとサッカー協会による共同の資金提供が継続されている⁹。

2. 学校、一流選手、国際化をめぐるスポーツ政策

文化省は、学校の体育とスポーツ・プログラムの質を対象に「スポーツマーク賞およびスポーツマーク・ゴールド賞」(Government's Sportsmark and Sportsmark Gold awards schemes)

を設定した。受賞校(イングランドでは660校の申請があり、439校が受賞。そのうち「ゴールド賞」受賞は30校)はスポーツに対する質の高いサービスを果たしており、コミュニティのスポーツ活動にも貢献しているというものである。

審査の対象となる学校の条件は、最低週2時間の体育の実施、関心のある生徒全てに対する課外(outside timetabled lessons)の範囲での最低週4時間のチームスポーツの実施、カリキュラム外のスポーツ活動に生徒の33%以上が参加、カリキュラムが要求する2領域を少なくともカバーする3領域のスポーツ諸活動の実施、となっている。受賞校には国営くじ資金を使った施設建設に向けた道が開かれる可能性があり、また、学校と地域クラブとの連携を発展・強化させるために1,000ポンドを上限にした「チャレンジ資金」(Challenge Funding)の獲得が容易となるとされている¹⁰。

エリートスポーツの領域においても文化省は、国営くじからの1億6,000ポンドの資金交付の対象として身障者やスポーツ施設に加えて、一流スポーツ選手を挙げている。「イギリススポーツ研究機構」(United Kingdom Sports Institute、以前の「イギリススポーツアカデミー」British Academy of Sport)を形成する諸施設(スコットランド、ウェールズ、北アイルランドを含む)がその対象となる。「研究機構」ではスポーツ科学、スポーツ医学、スポーツ栄養学、コーチ学などの側面から一流選手の技能向上が追求されるが、エリートスポーツ政策の中核機構、「研究機構」に対する政府の厳格な審査の実施、オリンピック種目のスポーツを対象とする、というのがその特徴である¹¹。

また、特にサッカー技能の向上を目的に、最大で4,000万ポンドの資金がF Aプレミアリーグ(イングランド)と国営くじから提供されることとなり、また、「スポーツくじ基金」(Sports Lottery fund)からも2,000万ポンドが提供されることとなっている¹²。

さらに、EUのスポーツ政策との連動において、例えば、1997年の「アムステルダム協定」(Amsterdam Treaty)に付帯した「スポーツに関する宣言」では、各国におけるスポーツ関連諸機関の発言力の変容や、「ヨーロッパ共同体令」(Community Directives)が各国のスポーツ政策に及ぼす影響への対処が強調されている¹³。

また、オーストリア、ルクセンブルクのスポーツ大臣、EC(European Commission)のスポーツ担当理事(Directorate)とのインフォーマルな協議において、「スポーツがヨーロッパの社会経済的発展に大きく貢献し得る」ということや、国・地方レベルでの交流を契機としたスポーツ領域における雇用の創出、「ヨーロッパ法」(European law)がスポーツ統轄団体の事業に及ぼす影響の検討、などの点で合意がなされている。さらに、2006年サッカーW杯招致に向けてのフーリガン対策などの条件整備、スポーツを通じた南アフリカ共和国との関係改善などについてのイギリス政府の姿勢を表明している¹⁴。

3. 国営くじ法、放送法に関わる政策提示

文化大臣は、「国営くじに関する法律」(National Lottery etc Act 1993)第26条第1項にもとづき、国営くじ資金の被配分者、目的、配分条件について、イングランドスポーツカウンスルに対して命令を出すことができる。具体的な政策提示として以下11項目にまとめられている。すなわち、公益やチャリティ目的の追求、プロジェクトの優先性についての検証や資金申請への開かれたアクセス、社会のあらゆる領域における人々にスポーツへのアクセスを促進することの必要性、子どもや若者がスポーツへの知識や関心を高めることの必要性、持続可能な発展(sustainable development)を増進していくことの必要性、特定の時間的制約のある目的を持ったプロジェクトにのみ資金が配分されることの必要性、助成期間におけるプロジェクトの財政的な実行可能性や明確な事業計画の提示、コミュニティやボランティアグループからの支援や資金提供をめぐるパートナーシップの必要性、組織間協働の望ましさ、特定の申請の受入拒否、専門家からの助言、がそれである¹⁵。

また、「放送法」(Broadcasting Act 1996)第4条、第5条との関わりで、文化省は無料テレビ放送の対象となるスポーツ大会のリストアップを試みている。リストアップのための「審査グループ」(放送関係者、国会議員、サッカー関係者、スポーツカウンスルのメンバー、スポーツジャーナリスト、サッカーライセンス機関、学識経験者で構成)が設置され、サッカーW杯決勝など対象となるスポーツ大会が決定された。

リストアップの作成をめぐる審査グループは、国民的反響、スポーツ関係者や放送産業、視聴者に対して及ぼす利益やコスト面での影響、スポーツ参加の拡大やスポーツレベルの向上、安全な施設の増加、スポーツ放送への将来的な投資、放送業界の競争レベル、公的サービスに携わる放送局の位置づけなど、リストアップされることによる放送マーケットに及ぼす影響、ハイライト放送や録画もしくはラジオ放送によって全ての視聴者にとって視聴可能となる条件整備がなされるかどうかということ、を考慮の規準としている¹⁶。

4. 政策の基軸としてのパートナーシップ戦略

このように、イギリス労働党政権における文化省のスポーツ政策動向の特徴は、競技場での人種差別的行為の撤廃や身障者スポーツの改善、リストアップされたスポーツイベントの無料放送化といったように、保守党政権時代の諸課題を継続しながらも前政権以上に社会の広範な階層に向けたスポーツ政策の浸透が図られていることである。そこには国民の間でのスポーツ諸活動をめぐる共通認識を醸成しようとする政策意図が色濃く反映しているように思われる。

また、上記諸政策の表明は、例えば、身障者スポーツ サッカー競技場の改善 サッカーW杯の招致 学校、クラブを通じた才能の早期発掘と養成といったように相互に連結していることが指摘できる。

さらに、学校のスポーツ活動への取り組みをめぐる競争性の促進、スポーツ研究機構の設

置表明、国営くじ資金の使途をめぐる指導・命令、私的セクターの協賛の誘導など、政府はスポーツ政策の枠組み設定に専念する中で、関連組織・機関間のパートナーシップ関係を政策の基軸に置き、これを国内的にも国際的にも追求していく基本的スタンスを明確にしている。

国民の間で人気の高いスポーツ大会の開催や2006年サッカーW杯の招致が及ぼす市場への効果を経済政策の一つの柱として見据えつつ、また、一流選手の世界的大会での活躍が国家・国民に及ぼす心的影響などをも踏まえつつ、イギリス政府のスポーツをめぐる政策・法令のベクトルは内向きであると同時に外向きへと、しかもこれらが絡み合いながら推移していくのではないだろうか。こうした中で政策追求の一手段としてスポーツ関連諸法令を制定し早急に実施に移していく政策動向がより一層顕著になっていくものと予想される。

第2節 文化省のスポーツ政策アクターに関する一考察

ここではイギリス労働党政権のスポーツ政策における主要なアクターである「スポーツイングランド」を中心に、その政策変容と関連の諸アクター間の関係変容を機能的・役割的な側面から把握したい。

特に1980年代以降、当時の保守党政権による行政サービスの市場化戦略の中で、政府は「契約」概念のもとで、スポーツ政策領域においても他の文化政策分野と同様、従来の直接的なサービス提供の在り方を大転換する方策を追及し続け、これを現実のものとしていった。NDPB (Non Departmental Government Bodies)等を通じた地方レベルに至るまでの多様なサービス提供主体の確保がそれである。従来、公的セクターが提供していた多くのサービス領域が、私的セクターやボランタリーセクターとの競合にさらされることとなったのである。

こうしたサッチャー政権に始まった「小さな政府」の趨勢や基本的スタンスは、その後のメジャー政権、そして97年5月に誕生したブレア労働党政権によっても引き継がれ今日に至っている。しかし、保守党政権と現政権とを比べると、前者においてはややもすれば政府とスポーツ活動が「乖離」する傾向にあったのに対して、後者では以下にみるように両者が「接近」したかのような印象を受ける。それは相対的に保守党政権がスポーツ政策の軸足を「市場」に置いたのに対して、労働党政権のそれは「コミュニティ」に置かれているように思われるからである。スポーツ政策領域においてイギリスでは97年の半ば以降、多くのプロジェクトや施策、制度が矢継早に設計され、実施に移されつつある。

そこで、スポーツ政策の支柱といえるイギリス文化省の「みんなのための未来のスポーツ」(A Sporting Future for All)と、スポーツイングランドの政策指針・施策をもとに、主としてイングランドにおけるスポーツ政策の変容を、関連諸アクターの機能と役割、さらには相互関係に注目しつつ把握していきたい。

1. 文化省スポーツ政策の動向¹⁷

イギリス文化省 (DCM = The Department for Culture, Media and Sport. 1992 年 4 月に設置された DNH = Department of National Heritage が 97 年 7 月に名称変更。職員数は約 400 名と最も小規模。日本語名では同じく文化省と呼ぶ。) は最も「若い」省庁であり、文化活動やスポーツ活動を通じて、また産業の創造を強化することを通じて、あらゆる人々の生活の質を向上させることを目的としている。2000 年度の文化省予算 10 億ポンドのうち 90% が文化セクターやスポーツセクターのサービス提供者に対して直接提供される。50 以上の公的機関が文化省から資金提供を受け、これらがスポーツ・文化活動のサポートを行う。また、国営くじのルール改正が 98 年 8 月になされ、スポーツを含む文化活動に従事する小規模なグループに提供される国営くじ補助金が 2 倍になった¹⁸。

99 年に文化省は芸術やスポーツが長期にわたる失業者数の低下、犯罪の減少、健康の増進、生活の質向上という成果に寄与しているという報告書を公表した。この中で芸術・スポーツは個人個人の誇り、コミュニティの精神、そしてコミュニティ再復興のプログラムを実施する手助けとなると主張している。

また、地域のパートナーシップは、そこに住む人々、コミュニティやボランティア組織、公的諸機関、地方行政機関、そして企業の協働をもたらし、当該地域の諸課題や優先対策事項、実施プランなどを明確にし、今後 10 年間の変革に向けた諸提案が展開されるとしている¹⁹。文化省はスポーツイングランドと UK スポーツを監督し、学校スポーツ政策から国際スポーツ政策に至るまで一連の包括的なスポーツ諸課題をめぐる政府の戦略設定の枠組みを設定しているのである²⁰。特に、21 世紀における政府のスポーツ戦略である「みんなのための未来のスポーツ」は、学校と地域のクラブや諸組織の間のスポーツ活動をめぐる調整の重要性に焦点を当てている。以下、この報告書の内容を把握していきたい²¹。

文化省はスポーツ組織やその運営が分断化しあまりにもしばしば非専門的であるとして、この改善のためにスポーツイングランドに対して、くじ資金 (lottery funds) の 20% を青少年スポーツに配分するよう要求している。また、スポーツ統轄団体に対して、放映収入 (broadcasting) の一部を学校スポーツ施設に投資させる奨励策を実施すると述べている。2003 年までに 110 のスポーツ専門カレッジ (エリートスポーツにおける体育とスポーツに集中的に取り組む中学校) を創設することも表明し、さらには、600 人の学校スポーツコーディネーターを設定し、学校ファミリー (families of schools) を拠点にスポーツ専門カレッジと提携し、今後 3 年間で 600 の中学校と 3000 の小学校を包括する 150 のファミリーを設立するとしている。スポーツ専門学校はイギリススポーツ研究機関のネットワークセンター (the United Kingdom Sports Institute (UKSI) network centres) との連携も図ることとなっている。

その他にもスポーツ活動場 (playing fields) の売却や他利用のための開発について厳しい枠組みを設定し、そのための監視ユニット (a monitoring unit) の設置を提唱する。また、スポーツイングランドや地方政府協議会 (the Local Government Association) に働きかけ、どこにおいてスポーツ施設の設置需要が最大であるか調査させ、また、スポーツイングランドのくじ戦略において、くじ収入の 75% をコミュニティスポーツの発展のために提供させるとしている。

加えて、サッカーの放映権料による収入の一部が既に草の根スポーツ施設 (grassroots

facilities) の建設に提供されている事実を指摘した上で、このことはサッカー trusts (the Football Trust) が地方行政機関や学校、ボランティアな施設に資金を提供する新たなサッカー財団 (Football Foundation) に改組されたこととも関係があると述べている。

文化省が特に強調しているのが地方行政機関の役割である。地方行政機関を「共有された戦略をめぐって多様なすべてのパートナーの協働を可能とさせる触媒」と位置づけ、スポーツ担当の地方行政職員の研修を強調する。これにスポーツ統轄団体を加え、政府、地方行政機関、スポーツ統轄団体の 3 者で効果的なクラブ構造の発展のための推進策を提供したいとしている。

同時に全国的統轄団体の世界レベルのサポートプログラム (National Governing Body World Class Support Programmes) が重要だとし、国内 4 つのスポーツカウンスルに対しても一流選手養成のプログラム作成を要請する。そして、スポーツカウンスルのプログラム資金とくじ資金とが共に統轄団体のエリート選手養成に向けて提供される必要があることにも言及する。

図表 4 1 は、文化省によるスポーツ振興のモデルである。また、図表 4 2 は、イングランドにおけるここ 6 年余りにわたる地方行政機関の文化政策領域別の支出を示しており、経常支出、資本支出ともにスポーツ・レクリエーション支出の占める割合の高さが読み取れる。

その他の関連諸アクターとして、スポーツ活動場の売却抑制に関して、「全国スポーツ活動場協議会」(National Playing Fields Association) や「イングランド体育・スポーツ中央カウンスル」(Central Council of Physical Recreation and Sport England) の代表者がこの監視ユニットのメンバーとして加わることとなっている。また、「体育教員協議会」(Physical Education Professional Associations)、「学校スポーツ協議会」(School Sport Association)、「スポーツの発展に関わる全国協議会」(National Association of Sports Development)、「スポーツ・レクリエーションマネジメント協会」(Institute of Sport and Recreation Management)、「レジャー・アメニティ管理者協会」(Institute of Leisure and Amenities Managers)、「サッカー協会」(Football Association)、「FA プレミアリーグ」(FA Premier League)、「サッカー財団」(Football Foundation) などが諸アクターとして挙げられる。なおサッカー財団は、サッカーのテレビ放映収入の少なくとも 5% を草の根スポーツ発展のために資金提供することになっており、文化省はサッカー財団の役割が他のプロスポーツのモデルとなると位置づけている。

2. 「スポーツイングランド」の役割と機能

図表 4 3 から分かるように、他の NDPB と比較して、文化省のスポーツイングランドへの補助金は極めて高いレベルにあり、エリート競技水準の向上を志向する UK スポーツカウンスルの 3 倍以上となっている²²。

97 年に設置された「スポーツイングランド」は、イングランド内に 10 の地方局を持っている。イングランドにおけるスポーツインフラストラクチャーの開発及び維持と、国営くじ資金の配分を目的としている²³。そして、3 大戦略として、より多くの人々がスポーツに関われるようにする（「アクティブな学校」、「アクティブなコミュニティ」、「アクテ

ィブなスポーツ」)、多くのスポーツ施設へのアクセスを可能とする、多くのメダル獲得を目指す、ことが掲げられる²⁴。

150万人のボランティアが関わっているスポーツイングランドは、地方行政機関に対してスポーツを通じたベストバリュー(Best Value)を実施する手助けとなる情報や手引き、サービスの提供を行う。また、「探求」(Quest)というイニシアチブによりスポーツ・レジャー施設のサービス提供や管理運営の質の向上に関する情報提供も行うとしている。

「アクティブな学校」の展開では、スポーツイングランドは教育セクター、保健セクター、政府セクターにまたがる多くのパートナー、すなわち、文化省、教育雇用省、「青少年スポーツトラスト」(Youth Sport Trust)、「全国指導者連盟」(National Coaching Foundation)、「イギリス体育指導教師協議会」(British Association of Advisors and Lecturers in PE)、「イギリス体育協議会」(Physical Education Association of the UK)、「保健教育機関」(Health Education Authority)、などといった団体と密接に協働することの必要性を強調する²⁵。

コミュニティレベルの活動について、「スポーツ開発担当者」(Sports Development Officers)の基盤の拡大、社会的疎外を解消するための「アクティブ・コミュニティプロジェクト」(Active Community Projects)の展開、「スポーツ開発の探求」(Quest for Sports Development)の導入、これと連結する「スポーツ開発に関わる国の業務遂行監視者」(National Performance Indicators)の設置、コミュニティ・グループのスポーツ指導者(administrator)のための研修プログラムである「スポーツ運営」(Running Sport)の充実、さらにはコミュニティ機関や関係組織の青年労働者、コミュニティ・社会サービス従事者、ボランティアのスポーツ指導者などを対象にした研修、くじ資金が投入される「スポーツアクションゾーン」の設置など、スポーツを通じた極めて盛りだくさんのコミュニティ再生施策を掲げている²⁶。高水準競技レベルのエリートスポーツについても、「イングランドスポーツ研究機関」に対する側面からの支援を強調する²⁷。

ベストバリューとの関係においても、スポーツイングランドは、地方行政機関と当該地域の人々とのコミュニケーションの在り方を根本的に変化させるべきだと主張する。地方行政機関をスポーツイングランドの最も重要なパートナーシップの相手と見なし、スポーツイングランドの目的、目標、プログラムの多くを執行するための極めて重要な存在である位置づけ、そのための手助けとなる情報、ガイダンス、サービスを提供することが重要であるとする。そして4つの「C」、すなわち、挑戦(Challenge)、協議(Consult)、比較(Compare)、競争(Compete)という戦略的な標語が掲げられる²⁸。

さらに「スポーツを通じたベストバリュー スポーツの価値」という提言の中で、「スポーツは広範な文化的、社会的、経済的、環境的政策枠組みの中でその地位を強いものにしなければならない」として、地域開発機関(Regional Development Agencies)、地域会議(Regional Assemblies)、地域文化協会(Regional Cultural Consotia)の設立を通じた地域の決定作成や責任の強化が必要であると指摘している。

続けて、コミュニティの再生は当該地域の社会的、経済的、環境的側面の改善に関わるもので、人々やコミュニティが直面する諸問題は多次元にわたっている。それゆえこうした諸問題の解決は割拠化、官僚化したアプローチでは見出されないがゆえに、旧来のやり方に立ち向かい、省庁や組織を横断する全体的なアプローチが必要であるとされる。スポーツが社

会的、経済的、環境的な恩恵を地域コミュニティにもたらすには、全国的・地域的な諸機関の間での、また、担当部局、特に地方行政機関における担当部局を横断する形での協働や誓約が不可欠だとする。

その際、スポーツイングランドこそが全国的レベルで、そのようなパートナーシップや効果的な協働を促進するスポーツ発展の包括的な枠組みを設定し得るのであり、十分なレベルの資金提供によって支えられたアクティブ・スクール、アクティブ・コミュニティ、アクティブ・スポーツプログラムは、今後 10 年間でこの国におけるスポーツサービス提供の「景観」と「機会」を変容させることになるという。

そのためにスポーツ関係者がしなければならないこととして以下の 6 項目が指摘される。

資金提供の継続を正当化しその利益を守るために、地方行政機関はベストバリューという「能力発揮の好機」を逃さないこと、
ベストバリューにおける「協議」の要素を通じて、地方行政機関のスポーツへの資本投入の範囲を明確にすること、
地域的に健康増進プログラム、健康アクションゾーン、健康生活センター、学校や放課後クラブにおいて影響力を持つこと、
社会的疎外に関連し、スポーツが「コミュニティにおけるニューディール」(New Deal for Communities)のプログラムに含まれる政府の「開拓領域」(Pathfinder Area)イニシアチブの確実な構成要素となるようにすること、
「単独再生予算」(Single Regeneration Budget)や「ヨーロッパ社会基金」を原資とするスポーツ関連プロジェクトに対する政府の資金提供を継続させること、
スポーツが地域文化会議や地域開発機関の明確な政策課題となるようにすること、である。

そして最後に 7 番目の項目として、「おそらくスポーツは楽しみ、享受、レジャーと結びついているがゆえに、あまりにもしばしば、社会政策や資本投資の面で影響力を有するスポーツ外部の諸機関に忘れられるか、深刻に考慮されない結果となってしまう。しかし、ここで証明されたようにスポーツはほとんどの近隣の『凋落』(run-down)を刷新し、人々の生活の質を改善するのに重要な役割を果たす。多くの人々にとってスポーツは楽しみである。しかし、スポーツは真剣に考えられなければいけないし、社会政策や社会活動に重要な貢献を行うものとして価値づけられなければならない」と結論づけるのである²⁹。

くじ資金についても「くじ資金戦略」(Sport England Lottery Fund Strategy)において、「くじ資金の提供がすべての人々、すなわち、若者も年配者も、健常者も障害者も、黒人も白人も、男性も女性も、才能のある人もない人も皆がスポーツに参加し、スポーツを通じて各々の人的目標を達成する。このことはスポーツ活動の水準を向上させるだけではなく、国民の健康増進、教育、コミュニティの再生、社会との一体感、雇用、経済にとって大きなインパクトを与える」として、すべての人々がアクセス可能な「コミュニティプロジェクト資金」(Community Projects Fund)と「ワールドクラスの資金」(イギリススポーツカウンシルとのパートナーシップで執行)の 2 大戦略を 2001 年からスタートするとしている。

前者は、小規模な資金提供 (Small Projects Award. 学校やボランタリーグループの資本や短期の歳入計画に関わるもの。経済的な困窮状態にあるグループが優先される。なお諸決定は地方レベルにおいてなされる。) 資本金提供 (Capital awards. スポーツ参加の増

大を目的としてコミュニティが提供する。「優先地域イニシアチブ」や「スポーツアクションゾーン」を通じてレクリエーションが困窮状況にある地域を優先的に対象とする。また、「学校コミュニティ・スポーツイニシアチブ」など若者に恩恵を与える計画に対して優先的に資金提供する。) 歳入資金提供 (Revenue awards. スポーツにおける社会的疎外の克服に向けて提供される。)、といった3つの政策的構成部分に分かれる³⁰。

3. 諸アクター間の相互連携の特質

ブレア労働政権のスポーツ政策の特質について、中心的な政策アクターとしてのスポーツイングランドに注目すれば、第1に、保守党政権とは異なるやり方、すなわち、草の根スポーツをコミュニティの再生と連動させつつ、エリートスポーツとの連結・統合を図ろうとする政府の戦略が指摘できる。スポーツ市場やスポーツ産業における私的セクターの役割を保守党政権時代と同様に重視するものの、ある意味ではそれ以上にボランティアセクターの活発な活動を促し、学校をコミュニティ生活の中核としながら、スポーツ活動への市民参加の拡大とそれに伴う諸アクター間のパートナーシップ構築を通じて地域の再生を図ろうとしているのである。

第2に、学校体育カリキュラムの見直しにとどまらず、社会における新しいスポーツの価値創造を行っていくとする政府の姿勢が明確になっている。スポーツ活動が社会に及ぼす恩恵は単にスポーツ世界にとどまらず、社会全体に浸透し得るものであるし、浸透させなければならないというイギリス政府の再認識がスポーツイングランドの政策を通じて示されている。政府はスポーツ創造の垂直的・水平的拡大の社会的枠組みを提供しようとしているのであり、あたかも矢継早に繰り出される数々の施策はすべて「成功への道」というスポーツ政策モデルの達成を視野に入れているといっても過言ではない。

しかし、第3に、このことはスポーツイングランドや地方行政機関の役割や機能をますます、政策枠組みの立案やスポーツ活動活性化のための誘導的政策、さらにはスポーツサービス提供をめぐる契約化へと向かわせることになる。要するにスポーツ政策領域における諸アクターのネットワーク化は、特にその実効性の側面において、スポーツイングランドと地方行政機関という2つの中心アクター以外の諸アクターによる政策実施能力や企画立案能力、さらには裁量的創造能力といった資質を強力に要請するに至っている。スポーツ統轄団体、地域のスポーツクラブ、ひいては市民のスポーツ活動をめぐる考え方、積極的行為、そして自己責任が問われるスポーツ環境が醸成されつつあるといえよう。

果たしてこうした「文化省発」の多種多様な下降型のスポーツ政策プログラムに諸アクターは対応できるか。自らが上昇型のスポーツのコミュニケーションルートを確立し、能動的にスポーツ社会の構築に取り組むことができるか。少なくともそのための環境ないしは枠組みが整いつつあることは確かである。

第4に、イギリスではスポーツをめぐる政策評価が今後ますます活発化していくことは間違いない。その際の物差しとして市場の価値や経営(マネジメント)、コスト削減が行政領域固有の特性を凌駕する形で強調される傾向は今後さらに強まっていくであろう。スポーツ活動の社会的特質を評価規準に組み込んだ政策評価システムの構築は可能なのであろうか。このことは諸アクター間のスポーツ政策ネットワークそのものの変容にも連動していくよ

うに思われる。

第5に、スポーツ政策の実施過程において、諸アクターの財源との絡みで政府への一層の依存を増大させるのか、政策の押し付けないしは混乱を生み出す結果で終わるのか、あるいはこのスポーツ新政策を土台にスポーツ諸活動とこれに連動する地域・コミュニティにおける社会諸活動の量と質の躍動をもたらすのかは、結局は個々の市民のスポーツ・文化生活に向き合う資質にかかっていることを指摘しておきたい。

第3節 スポーツ政策における公的セクターとボランタリーセクターの協働と課題

労働党政権下(2001年5月現在)にあるイギリス文化省の「スポーツのための政府プラン」(Government Plan for Sport)とスポーツイングランド、UKスポーツ、「身体レクリエーション中央カウンシル」(CCPR=Central Council of Physical Recreation)の政策表明や諸提言に焦点を当て、イギリススポーツ政策における執行サービスの特徴とそれに呼応するボランタリーセクターの対応の動態を明らかにしたい。

政府による統治(governance)の側面からみれば、イギリスでは「ネットワーク管理(マネジメント)」あるいは「ネットワーク・ガバナンス」と呼ぶべき、まさに新しい統治スタイルが展開されている。市場重視や自己責任・自助努力を第一に掲げつつも、市民セクターやスポーツ統轄団体などのボランタリーセクターへの権限移譲形態も含めて、あくまでも政府はコントロール権限を行使するための手綱を手放すことはしない。政府はスポーツイングランドやUKスポーツなどの非政府直屬公的機関(NDPB=Non Departmental Public Body)を巧みに制御・操縦しつつ、自らは政策実施における「身軽さ」を追求する。政策マニュアルプランの作成や財源の行使といった資源(リソース)利用のコアを保持しつつ、実際の執行サービスはその裁量権も含めて、より「現場」に身近な諸アクターに拡散的に降ろしていくという手法を貫いている。

したがって、執行諸アクターは多様に分散された形態をとり、そのことが実際のサービス執行段階においても、配列の混乱を生み出しているし、後述するようにそうした諸アクターの混沌状況に対する批判もCCPRによってなされている。しかし、執行サービスの担い手の分散化・混沌化は、政府の政策戦略における支柱のひとつであるし、政府自身が意図していることなのである。すなわち、「第三の道」に代表される政府の基本的スタンスは、「スポーツマッチ」に典型的に表れているように、市場の活力を最大限に生かし私的セクターの参入を歓迎しながら、これと並列してボランタリーセクターに自己責任を厳しく見据えさせ、同時に統治のマニュアル化を深化させつつ、ネットワーク・コントロールを貫徹していくというやり方である。

このように政府が意図するネットワーク態様の枠組みを認識しつつ、以下、文化省が奔流のごとく提示するスポーツ政策実施プランの特徴を把握し、こうした政策戦略がCCPRに代表されるボランタリーセクターの政策見解にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにしたい。スポーツ政策ネットワークの中枢に位置する文化省が繰り出す一連の諸方策は、それがそのままイギリス政府全体の今後の方向性を指し示す壮大な実験として展開されているからである。

1. 文化省による「スポーツのための政府プラン」とコミュニティスポーツ戦略^{3 1}

イギリス文化省は、2000年に「みんなのためのスポーツの将来」(Sporting Future for All)を公表した後に、「スポーツ戦略実施グループ」(Sport Strategy Implementation Group)を立ち上げた。そして、他の政府省庁や関係諸機関との協議を経て、同年12月に「スポーツのための政府プラン」(Government Plan for Sport)を公表した。「イギリスにおいて初めて、政府の政策作成があらゆるレベルのスポーツ領域、すなわち、学校、地方自治体、コミュニティ、統括団体、行政諸機関、スポーツチャリティ団体、スポーツ公正団体に関わるようになった」と述べる。さらに、文化省はこの「政府プラン」を「今までのイギリスのスポーツ政策史の中で最も意義のある政策の表明である」と位置づけた。

以下、その具体的中身についてみると、例えば、2000年11月にスタートした「学校スポーツ連合」(School Sport Alliance)では、これが体育と学校スポーツをめぐる施設とプログラムの発展を保障する鍵とされ、教育省、文化省、スポーツイングランド、青少年スポーツトラスト、そして「新しい機会のため基金」(New Opportunities Fund)をパートナーとして位置づけた。また、学校の運動場の売却処分や開発について、教育省、環境省、スポーツイングランド、CCPR、全国運動場協会と共同で、これを厳しく抑制しようとする監視作業に乗り出すとした。

さらには、200の専門スポーツカレッジと1,000の学校スポーツコーディネーターが向こう4年間で体育及び学校スポーツのダイナミックなインフラストラクチャーを創出するようになる見通しを明らかにしている。学校関係機関との協働計画はこれだけにとどまらず、2002年9月までに実施される戦略プランについて2001年9月までに合意に達するよう、教員研修機関(TTA=Teacher Training Agency)、体育開発委員会(PE=Professional Development Board)、高等教育機構(HEI=Higher Education Institution)との共同検討作業を強化すると述べる。

それ以上に注目したいのが「コミュニティにおけるスポーツ」に関するプラン内容である。地方自治体を当該コミュニティにおけるスポーツサービス提供の中心的な役割を果たす存在と位置づけた上で、スポーツ諸施設の提供や基盤整備、レジャーサービスやスポーツ機会の態様は国内において様々であるとして、政府支援の必要性を自ら強調する。

そして、スポーツくじ基金(Sports Lottery Fund)4億1,200万ポンドが7,00以上の地方自治体諸施設に対して提供されており、その影響は地方の復興に大きく寄与しているとして、「スポーツと芸術のための空間創出計画」(Space for Sport and Arts Scheme)を打ち出す。実質的にはコミュニティにおける中核である小学校をベースとした施設に対する資金提供である。

文化省は2001年から2004年までの間で、プロジェクト支援としての9,000万ポンドのPFI貸付金を設定し、国際・国内・地域大会などによる観戦客からの入場料収益など、スポーツ観光業をスポーツ財政の収入源と見なすようになった。さらに地方自治体間の「スポーツ情報ネットワーク」の構築にも力を入れている。運動場の整備においても文化省、教育省、環境省との協議を経た地方自治体による調査を行うことや、緑地スペースの確保、屋内コミュニティ施設の整備などを新設の協議機関である「コミュニティスポーツ連合」などとの協力により実施することを表明している。

「地方自治体コミュニティ計画では機関相互の協働やパートナーシップに焦点が当てられている。スポーツは諸個人やコミュニティが発展するための強力な道具であり、地方再建のための重要な役割を果たし得る」という表現に代表されるように、文化省はスポーツをコミ

ユニティ再生の切り札と捉えているのである。

文化省は地域のボランタリースポーツクラブに対する税金の賦課問題にも踏み込み、全国には11万以上のアマチュアスポーツクラブが存在し、地域のボランタリースポーツクラブが、公正と社会的包含の政策に寄与し得ると強調する。そして、地域コミュニティにおける中核であるクラブはしばしば、文化的社会的多様性を反映し、多くのボランティアによって僅かなお金で運営されているとする。クラブにかかる財政的負担に取り組むために、「地方政府財政緑書の現代化」という報告書の中で、小規模の非営利スポーツクラブは税金控除を受ける義務があるべきだと強調する。

エリートスポーツ競技者の発掘・養成をも視野に入れた文化省とスポーツイングランドのコミュニティスポーツ政策は、以下の8つの事項として打ち出されている。すなわち、

委任先のスポーツカウンシルとの協議を通じて、才能の開発に向けた枠組を作成し実施するために、手始めに6つの全国スポーツ統轄団体を確定する。

全国統轄団体、地方自治体、クラブの促進に取り組む担当者は、固有のジュニアスポーツ対策や先述の枠組みを有するクラブに対する褒賞を含む認定計画を作成する。

12カ月以内にスポーツイングランドは、合意された枠組み内におけるクラブの取り組みに対して資金を提供するために、統轄団体に対する財政的支援に関する命令を出す。

スポーツイングランドは「すべての人々に対する褒賞」(Awards for All)のような、直接にクラブを支援する他の資金提供機構と協働して、こうしたすべての助成金が2002年春までの「良質な実践」(good practice)における共通の諸原則をサポートするようにさせる。

コミュニティスポーツ連合(Community Sport Alliance)は全国統轄団体認定のクラブと施設利用の共有を図るために、施設提供者、開発者、所有者に対してベストバリューの進行とつながったインセンティブ計画を明らかにする。

良質な実践に向けた1年間にわたる研究プロジェクトに関連して、文化省はスポーツイングランドに対して、総合スポーツクラブを審査し、2つのヨーロッパモデルを基盤にした4つのパイロットプロジェクトを要請する。

2001年8月までに、文化省はクラブの戦略と執行、能力開発プログラムを考慮するためにクラブおよび才能開発担当者の代表グループを召集する。

スポーツイングランドは、身障者スポーツと健常者スポーツへのアクセスを可能とするために、あらゆる諸機関が積極的に身障者スポーツ諸機関の仕事を支援する方策を継続する、

というものである³²。

その他、「政府プラン」には競技力向上のための諸方策、ボランティアによる支援策、ボランティア研修方法、全国的スポーツ統轄団体への公的資金の利用をめぐる権限移譲についてのパイロット・プログラム、UKスポーツ機構(UKSI)の運用・調整策が提示されている。

2. スポーツイングランド及びUKスポーツの政策戦略

文化省のスポーツ政策の実施を具体的に詰めていく存在が、政府と「ある程度の距離を保った」(at arm's length)非政府直屬公的機関(NDPB)のスポーツイングランドである。スポーツイングランドは報告書「良質な実践ガイド 新しい住宅開発を通じたスポーツ・レクリエーションの提供」³³の中で、住宅建設場所とスポーツ・レクリエーション施設へのアクセスをめぐる利便性の向上に関する施策を提示する。

「資金提供とパートナーシップ」と題して、これを「ベストバリュー」³⁴の展開と絡める形で、地方自治体は私的セクターや非営利機関と共同で「コミュニティニーズ」に対応し、「経済的、社会的、環境的な安寧の促進において全体としてコミュニティに従事するよう促される」とする。そして、コミュニティスポーツ施設に利用可能な最も重要な公的資金は「スポーツイングランドくじ資金」(Sport England Lottery Fund)であり、年間約1億1,000

万ポンドが資本計画 (capital project) に対する支援として、また、年間 4000 万ポンドのコミュニティ収入プログラムへの投入が利用可能であるとする。

さらに向こう 10 年間のくじ資金の優先項目は、若者、レクリエーション疎外グループ、障害者、有効なパートナーシップを促進するグループに向けられるとし、コミュニティプロジェクトの資金提供の少なくとも 50% は、最も社会的経済的に疎外された「優先地域イニシアチブ」(Priority Areas Initiative) とスポーツ・アクション・ゾーンの確立に向けられるとされる。

また、「アクティブ・スクールニュース」という季刊紙³⁵では、学校スポーツコーディネーター・プログラムが紹介され、これがスポーツイングランド、青少年スポーツトラスト (Youth Sport Trust)、英国体育指導者協議会 (British Association of Advisers and Lecturers in Physical Education)、英国体育協議会 (Physical Education Association of the United Kingdom)、文化省、教育省、といった諸アクター間での協働によって展開され執行されていることが強調される。

「プレーヤー」という同様の体裁の季刊紙³⁶においては、学校スポーツに対して政府がかつてない規模の 7 億 5000 万ポンドに上る資金提供を決定したこと (分配先はイングランド、アイルランド、スコットランド、ウェールズ) と、この資金は「国営くじの新しい機会のための基金」(NOF=National Lottery's New Opportunities Fund) から拠出され、対象は 1,500 校にのぼることが紹介されている。

加えて、2000 年にスポーツマッチ (Sportsmatch) をめぐる資金提供主体がスポーツイングランドに移行後、この収入がスポーツイングランドの単一で最大の助成金収入となっており、2700 を超える会社がスポンサーとなり、300 の草の根スポーツ計画が展開されているという記事も掲載されている。1992 年以来、総額で 5000 万ポンドがスポーツマッチを通じて草の根スポーツに注入された。そして、この種のスポンサーシップはスポーツ市場ビジネスにおいて最も急成長している分野の一つであると指摘される³⁷。

スポーツイングランドによって提供されていた従前の多くのサービスは、民間事業者の入札によって提供されるようになっており、サービスの質を検証しながら、契約サービス提供の拡大を図るとというのが基本姿勢である。宿泊・会議施設、銀行取引、コンピュータの維持管理など 49 項目が契約サービスとなっている。「より多くの人々がスポーツに関わり、スポーツを行う多くの場所を設定し、高水準のスポーツパフォーマンスを通じて多くのメダルを獲得することを目指している。スポーツイングランドはパートナーと顧客との関係を重んじ、この 3 者の成功に貢献するようサービスを提供する」という表現にこの準政府組織の政策スタンスが凝縮されている³⁸。

スポーツイングランドが 2000 年に開催した「スポーツサミット」³⁹では「3つのネットワーク」(教育、地方自治体、全国スポーツ統轄団体)の役割の明確化、スポーツ統轄団体に対し人種的に平等な対応をとらせるための方策、犯罪・厚生・教育等と比較した場合のスポーツの相対的政策優先順位の低さ、資金提供とメダル獲得というスポーツ競技実績の定量性、政府の基本的スポーツ戦略(あらゆる年齢層とあらゆる社会層のより多くの人々がスポーツに参加すること、トップレベルの競技者やチームが国際大会でより一層の勝利をおさめるようにすること)の再確認、官僚主義矮小化の必要性、資金提供についての説明責任、くじ提供資金減少の理由(「新しい機会のための基金」の創設、チケット売上の減少、世界水

準クラスの強化プログラム)などについての議論が交わされた。

総括的な主張として、「政府、教育、学校、企業、統轄機関、クラブ、スポーツイングランド、地方自治体、スポーツ諸機関、くじ、スポーツ科学者、全国コーチング協会、イギリスオリンピック協議会、青少年スポーツトラスト」などの諸アクター間の相互依存が、スポーツ振興システム作動のための鍵となっているにもかかわらず、これに対する重要性の認識が欠けていたところにイギリススポーツ界における課題があったと指摘される。「基盤、参加、卓越性といったピラミッド構造」が卓越したスポーツ競技者を必然的に生み出すわけではないという認識も示される。要するに、ネットワークを形成する諸アクター間の相互作用システムを強調することで、草の根スポーツとエリートスポーツとの連結をめぐる従来の発想の転換を迫っているのである。

エリートスポーツ競技者及びチームの輩出を志向するNDPBである「UKスポーツ」は、その収入のほとんどを文化省からの国庫金とくじ資金に頼っている⁴⁰。

UKスポーツの年次報告⁴¹によれば、エリート競技者は今や多大なネットワーク、すなわち、UKスポーツカウンシルや委員会のメンバーである競技監督者、コーチ、科学者、管理責任者などによって支えられているという。資金援助として、1999年に全国コーチング連盟NCFは、UKスポーツから770万ポンドの助成金を得た。UKスポーツからのその他の助成金は、各競技団体の他に以下のような機関のプロジェクトに対しても提供された(1999年度)。すなわち、イギリススポーツ・運動科学協議会(BASES=British Association of Sports and Exercise Science)、イギリスオリンピック協議会(BOA=British Olympic Association)、イギリス車いすレース協議会(BWRA=British Wheelchair Racing Association)、全国コーチング連盟(NCF=National Coaching Foundation)、全国スポーツ医療機関(MSMI=National Sports Medicine Institute)といった機関に総額で約1,080,000ポンドの助成金が提供された(1999年度)。

UKスポーツはブリティッシュ・カウンシル、外務・連邦局(Foreign and Commonwealth Office)、外務ボランティアサービス、国際開発省、通産省との協働作業を維持している。他のUKスポーツのパートナーシップとしては、青少年スポーツトラスト、全国コーチング連盟、スポーツカウンシル、全国スポーツ統轄団体などが挙げられる。英連邦南アフリカスポーツイニシアチブとのパートナーシップ関係もある。1999年11月にはCOMPASS99(ヨーロッパにおけるスポーツ参加をめぐる調整管理)がスタートした。イタリアオリンピック委員会、UKスポーツ、そしてスポーツイングランドが共同で資金提供を行う。

さらに、UKスポーツは過去10年にわたって文化省と連携してヨーロッパが抱える諸課題に積極的に関わってきた。スポーツカウンシルとの協議において、UKスポーツはヨーロッパ委員会の協議文書「スポーツをめぐるヨーロッパモデル」に対する応答草案作成にあたって文化省を手助けた。この文書ではヨーロッパにおけるスポーツの組織と特徴、スポーツとテレビ、スポーツと社会政策(雇用、教育、社会的統合、環境、公衆衛生)といった課題に焦点が当てられた。

世界規模でもUKスポーツは、「競技者派遣」「コーチ教育・研修」「スポーツ科学・スポーツ医療」「施設とスポーツマネジメント」「障害者スポーツ」「ジェンダーとスポーツ」「戦略的スポーツ政策計画作成をめぐる助言と支援」「国際プログラムに関する双方向の協働」「スポーツ機構の共同利用」「国際的なアンチドーピングをめぐる協定や勧告」「イギ

リスにおけるスポーツに関する刊行物に関する総合情報・提供・配布」という 11 項目に及び世界規模での相互協力的な提供サービスの達成を追及している。

3. CCPRの対応戦略と課題

CCPRは、イギリスにおける 256 のスポーツ・レクリエーションの統轄・代表機関を傘下に置くボランティア組織で、「政府コントロールのあらゆる形態から完全に独立した存在」と見なされている。15 万のボランティアスポーツクラブにとっての利益表明も掲げる。スポーツ・レクリエーションに影響を及ぼすあらゆる争点に関して自立的に発言することのできる独立機関と位置づけられる。

その役割は、有効なロビー組織としてスポーツ統轄団体の見解を代表しての関係政府当局への働きかけ、政策作成を行う組織に対する選択肢と助言の提供、政策展開をめぐる集約的機能的なプラットフォームとしての存在、スポーツ統轄団体に対する事業運営上の課題に関する助言と情報の提供、政府政策・イギリス法・EU法の改正等に関する情報の継続的提供、などである。

CCPRによれば、イギリスでは 17 の政府省庁がスポーツや身体レクリエーションに関する主要なサービスを提供する責任を有しており、「学校体育から世界レベルの記録達成に向けたくじ資金提供まで、また、子供の保護から放送権まで、政府の課題の範囲は非常に多様である。意見交換はすべての省庁に及んでいて、数カ月、時には数年単位での話し合いがなされる」状況にあるという。

そして、立法措置の要求、協議から法律の制定に至るまでの議会審議におけるあらゆる段階での関連立法事項に関する見解の提示、国会議員や大臣への状況説明、独立機関、ボランティア組織、構成メンバーの統合的見解の代弁者としての議会両院における主張、を行う。

CCPRは欧州議会とも協働関係にあり、さらには「ヨーロッパ非政府スポーツ組織」(ENGSO = European Non-Governmental Sports Organisation)を通じてヨーロッパの同様な諸組織との密接な関係を維持している。CCPRはENGSOをヨーロッパ中にスポーツ諸機関の諸見解を提示する有効な媒体と位置づけ、ヨーロッパの政治舞台におけるスポーツの地位向上のための作動組織であるという認識を示す。CCPRは、欧州議会においてスポーツの地位を向上させ、文化やメディアと同等の地位を獲得することを目的としている「欧州議会スポーツ国際団体」(European Parliament Sports International Group)の設置にも尽力したという。

CCPRの活動では国内の関係諸アクターとの密接な相互支援が強調される。すなわち、「スポーツスポンサー助言サービス」では、「スポーツスポンサー機構」(Institute of Sports Sponsorship)との共同運営が、「スポーツ紛争解決委員会」(Sports Dispute Resolution Panel)では「競技者委員会」(Athletes Commission)・「プロスポーツ機構」(Institute of Professional Sport. サッカー、クリケット、競馬、アイスホッケー、ゴルフ、ラグビーなどのプロスポーツ)・「スポーツスポンサー機構」(Institute of Sports Sponsorship)に加えて、イギリスオリンピック協会(BOA=British Olympic Association)・北アイルランドスポーツフォーラム・スコットランドスポーツ協会・ウェールズスポーツ協会といった諸組織

との相互協力である。

さらに、スポーツにおけるボランティアな仕事を奨励する「灯火トロフィー基金」(Torch Trophy Trust、毎年約 20 の賞が提供され、ボランティアな基盤において草の根スポーツ、参加スポーツに取り組む諸個人に対して付与)との連携も強調される^{4 2}。

2001 年 5 月に公表された「アクティブなイギリス スポーツレクリエーション宣言」^{4 3}では、すべての人々に対する教育を向上させること、社会的疎外の危機にある人々に対する雇用の促進、精神的・身体的健康の向上、犯罪と薬物乱用の減少、スポーツ活動の成功のための基礎構築、が目標として掲げられた。

この宣言書においても、「賢明な政府はスポーツを管理運営するものではないし、してはならないという認識を持っている。スポーツの運営は全国統轄団体とこれと連携するクラブの責任である」と CCPR の自律性を強調した上で、新たな「イギリススポーツ・レクリエーション法」(New UK Sport and Recreation Act)の制定を提唱し、これによってスポーツ諸組織の最近の混乱が解決されるとする。また、スポーツ統轄団体への権限移譲はスポーツカウンシル間での緊張をもたらしているという認識も示している。また、現行のスポーツ担当大臣のポジションを後進的地位にあるものだとして批判し、スポーツ省の設置を提言する。スポーツと健康、スポーツと環境をめぐる政策の協働の必要性も指摘する。

地方レベルにおける「地域開発機関」(Regional Development Agencies)の重視、地方自治体とスポーツ諸団体とのパートナーシップ構築の必要性、さらにはスポーツ団体代表者の「地域文化協会」(Regional Cultural Consortia)への参入と、「地方文化戦略」へのボランティアなスポーツクラブ支援なども主張する。

スポーツクラブと学校との連結についても、「学校スポーツコーディネーターは、学校とクラブの密接な連結を促進する上で重要な役割を有しているが、課題解決は半分に達した程度である。コミュニティスポーツクラブは学校との密接な連結を支援するために設置されるべきである。学校の生徒達と協働するために、ボランティアやコーチに対する特別な研修がなされるべきである」と述べる。現在の状況は混乱しており、官僚組織に過度の負担がかかっているとして、管理諸機関に対して、ボランティアの技能向上のための、また、コーチングや管理運営をめぐる資格獲得のための手助けを行うべきであるとする。

また、コミュニティスポーツクラブやアマチュアスポーツクラブに対する税金の控除や、ヨーロッパ諸国の方針に沿ったくじ提供資金によるスポーツ資本プロジェクトに対する付加価値税の減額を主張する。さらに、多くの国際スポーツ諸連盟が税金の関係からイギリス以外の国に拠点を構え、結果として、主催国に威信と財政的恩恵をもたらしていることを指摘し、国際大会を主催することにより、チケットの売上にかかる付加価値税、法人税や観光の増加を通じて財務省に多大なお金が入るため、こうした大会はイギリスを世界の舞台に押し上げると同時に経済復興の触媒としての役割を果たすことにもなるとして、積極的に推進すべきであるとしている。そして、くじ資金配分をめぐるスポーツ統轄団体への権限移譲やスポンサー事業の拡大をさらに進め、例えば、アルコール飲料関係のスポンサー企業を禁止するヨーロッパの動きについては、これがスポンサー企業の財政的有効性の過小評価につながる懸念を表明する。

このように、CCPR はほぼすべてのスポーツ施策領域において、大枠の方向性では文化省と足並みをそろえてはいるものの、特にその実施局面で独自の見解を矢継ぎ早に提示してい

ると言える⁴⁴。

4. 労働党政権下の文化省によるネットワーク戦略の特質

以上のように、イギリス文化省によるスポーツ政策の実施設計ともいえるべき「スポーツのための政府プラン」と、これに呼応するスポーツイングランド及びUKスポーツの政策戦略の内容を把握し、その後、こうした公的セクターとは一線を画し、政府から独立した立場を強調し続けるボランティアセクターであるCCPRのスポーツ政策見解の内容を整理してきた。

その結果、明らかになったのは第1に、市民スポーツにせよ、エリートスポーツにせよ、文化省はますます多元的な諸アクターのルートを設定・拡散・拡大化しつつ、市場と自己責任を強調しながらスポーツ振興策を展開しているということである。したがって、まさにCCPRが批判するように一見、スポーツ政策の担い手があまりにも多元化・多様化し、個々の担い手の所管と責任の所在が混沌とした状況にあるかのような様相を呈している。しかし、文化省はスポーツイングランドとUKスポーツに代表されるNDPBを通じてスポーツ政策のネットワーク・ガバナンスを、敢えて関連諸アクターの権限や機能を分散化させることで貫こうとしているのである。

第2に、こうしたスポーツ政策をめぐる諸アクターの表層的な無秩序状況が生じるのと軌を一にするかのように、諸アクター間の競合と自己責任の深化が確実に進んでいるように思われる。政府がサービス提供の直接的な担い手から乖離し、これをコミュニティレベルにまで浸透させることによって、地方自治体間、私的セクター間、学校間、スポーツ統轄団体間、ボランティアセクター間の競争と提供サービスの質と量をめぐる比較や監視、さらには評価づけが、まさに多層レベルにわたって貫徹される素地が整いつつある。そして、これこそが政府・文化省によるガバナンスの制御・操作の中核手法となっている。

第3に、文化省の政策スタンスに異を唱えているかのように見えるCCPRも、結局のところ、こうした政府の統治スタイルに呼応せざるを得ない。政府のネットワーク・ガバナンスはその規模の大小にかかわらず、ボランティアセクターや私的セクターの自己目的や自己利益の追求、要するにパイの拡大に向けた誘引・誘導政策となって次々に具体化していくからである。タイムスケジュールを設定して、個々の施策を加速度的に進めていくという政策実施の手法とスピードはここ数年でますます多元化・加速化しており、このことがCCPRによるスポーツ政策への関わりを活性化させている。文化省の誘引・誘発的な手法は成功裏に進行していると見なしてよいのではないだろうか。

第4に、そのような意味で、スポーツ政策をめぐる公的セクターとボランティアセクターは、まさに協働関係にある。言い換えれば諸アクターのネットワーク化により、相互の協力や共同の作動システムが強力に要求されることとなる。ネットワークの相互ルートが細分複雑化・網化(ウェブ化)するにつれて協働関係の態様は希薄化にではなく、濃密化に向かっているように思われる。

したがって第5に、協働関係における諸アクターや政策、資源の配分や所有の組み合わせをめくり、今後は目に見える形での実績と成果の蓄積が問われるようになるであろう。そのことは、スポーツ政策への資金提供の拡大や政策としての優先性の上昇が、参加や国際的な

成績向上のみならず、犯罪防止、厚生、教育といった政府の広範な諸目的にも合致するという一連の波及効果の強調や説得力と連動していくこととなる。さらには、諸アクターのネットワーク世界も国内におけるリージョン、さらにはコミュニティレベルへの「ミクロ化」と同時に、ボーダレスに EU 諸国、世界諸国へと「マクロ化」していくことは避けられない。まさに内向きと外向きに突き進む政策と諸アクターの連関ベクトルをどのように協働関係に組み込んでいくかが、より一層問われる所以である。

第4節 アイランドスポーツ省の政策戦略とネットワーク構造

アイランドの地方制度は、1898 年地方自治法（アイランド）による地方団体の見直しによってその根幹が確立した。イギリス政府によってその基本的な部分が作られ、それが今日まで続いている。日本の県に相当する 29 のカウンティ・カウンシル、都市に相当する 5 つのカウンティ・バラ（シティ）がある。また、隣接するカウンティとシティのグルーピングをもとにリージョン自治体が存在する。

カウンティが域内のスポーツクラブやスポーツ団体に提供する補助金の総額は、1999 年には 19,990,000 ポンドであったのが、27,577,700 ポンド（2000 年）、43,500,000 ポンド（2001 年）と大幅に増加し続け、2002 年には 75,872,400 ポンドに達し、この間に 4 倍弱の伸びを示した⁴⁵。

中央政府レベルにおけるスポーツ行政の担当省は 1997 年 6 月に設置された「観光・スポーツ・レクリエーション省」（D T S R=The Department of Tourism, Sport & Recreation. 以下、D T S R と略）である。その活動目標として、「国家諸機関、社会パートナー、そして地方コミュニティとのパートナーシップを基盤として、特に不利な状況に置かれている地域や薬物乱用行為が多い地域において、地方発展に向けた有効なモデルを開発すること」とされている⁴⁶。そして、こうした省全体の大枠の目標を前提としつつ、スポーツ政策が「コミュニティ・アイデンティティ意識の養成に資する役割がある」と指摘している⁴⁷。

D T S R のスポーツ担当部門は、「スポーツ政策・資本プログラム課」（Sports Policy and Capital Programmes Division）と「大規模スポーツ資本プロジェクト課」（Major Sports Capital Projects Division）の 2 課から構成されている。D T S R が有する主要な 2 つの補助金プログラムには「2002 スポーツ資本プログラム」（The 2002 Sports Capital Programme）と「地方自治体スイミングプールプログラム」（The Local Authority Swimming Pool Programme）がある。前者は国営くじから資金提供され、スポーツ・レクリエーション施設の設置に対して、カウンティを通じて地方、地域、全国レベルのスポーツ組織やコミュニティ組織に対する資金提供を行うものである。アイランドスポーツカウンシル（Ireland Sports Council. 以下 I S C と略）は、全国スポーツ統轄団体を対象とした補助金計画を管理する責務を有している。

その他、D T S R が提供する補助金プログラムには、国営くじ資金から拠出される「全国スポーツ・レクリエーション設置プログラム」や「スポーツ・レクリエーション施設設置プログラム」、国庫から支出される「地方自治体スイミングプール設置計画」、さらにはアイ

ルランドスポーツカウンシルが管理する「全国スポーツ統轄団体に対する助成金提供計画」(the Grants Scheme for National Governing Bodies of Sport) などがある。

これ以外にもやはり I S C が事業を実施する「全国アンチスポーツドーピングプログラム」や「高いパフォーマンスに向けたスポーツ活動戦略」などもある。「コーチングや国際大会を含む組織開発に向けた補助金の提供」といったように I S C が補助金の提供主体となることもある。I S C は D T S R 大臣への助言や、北アイルランドスポーツカウンシルとの関係調整、全国コーチング・トレーニングセンターやアイルランドオリンピック協議会との調整作業など、D T S R とスポーツ統轄団体などのスポーツ諸機関との連結アクターとして機能している。

D T S R は、2003 年 6 月にアイルランドで開催されるスペシャルオリンピック夏季大会(約 7000 名の競技者と 3000 名のコーチ、その他関係者 2 万 5000 名が携わる大規模大会。ダブリンを中心に 21 会場に対応)を主催し、その中心的な受け皿となる国立競技場の建設を 2000 年 1 月に決定しており、この競技場にスポーツ医療やスポーツ諸機関本部事務局を集約し、広範なスポーツ種目に対応可能な多目的スタジアムとしての機能を有することとなる。さらに政府は同年 2 月、このスタジアムの建設主体として「アイルランドキャンパス・スタジアム開発会社」(Campus and Stadium Ireland Development Ltd.)を設置した。

このように見えてくると、D T S R は I S C との密接な協力を得つつ、地方自治体やスポーツ統轄団体、さらには草の根レベルのコミュニティ組織やボランタリーセクターに対して、補助金プログラムを通じたネットワーク関係を築いていると言える。

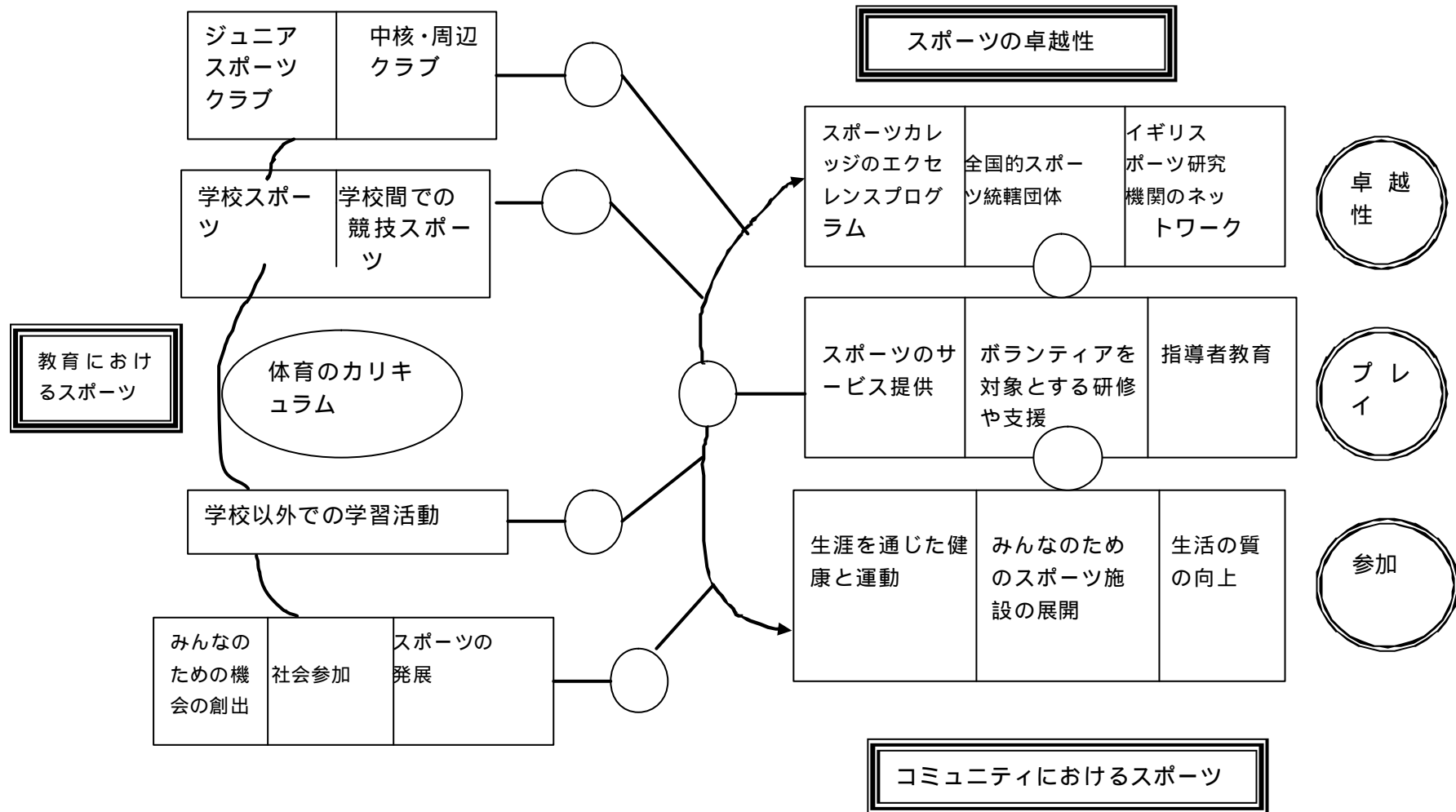
ところで、アイルランドでは地方自治体への補助金のほとんどは、環境省と全国道路局から交付されている。特に環境省は地方自治体との「パートナーシップ」構築を前面に出しつつ、例えば 2000 年には顧客サービスや顧客水準を強調し、道路、計画立案、住宅、廃棄物処理、アメニティといった分野での業務遂行指針(Performance Indicators)の導入を決定した。また、「2000 年地方政府法案」における「地方自治体と地域コミュニティ」では、地方自治体が区域内の地域コミュニティとの接触や協議を継続し、地方自治体への参加を促進することの必要性が強調されている(第 126 条 1 項)。そのための地域情報会議、委員会への各分野の代表者の参加、利害関係者との協議、適切な広報などについても規定されている(同条 1-3 項)。

さらに、1999 年にスタートした「P P P」(Public Private Partnership)促進策では、従来、公的セクターによって提供されていたサービスを、公的セクターと私的セクターのパートナーシップによって提供することを目的とし、97 年の「V E M」(Value for Money)局に続いて、環境省内に P P P を所管する専門部局が設置された。P P P にもとづく「市場自由化及び競争性拡大を通じた広範な変革過程の一環」として、道路、水道サービス、廃棄物処理における一連のパイロットプロジェクトが展開されつつある。このようにここ数年のアイルランドにおける地方自治体改革は、分権型システムの設計と制度運用に向かっていることは確かである。

しかし、イギリスモデルを模倣した形での分権諸政策を作成・主導し、これを地方自治体を実施させる中心アクターはあくまでも環境省であり、まさに中央政府による分権政策の「上からの」強力な誘引・誘導が、地方自治地体システム変容の原動力・推進力となっているのである。要するにアイルランドでは新しい集権型の「地方統治」が進捗・深化しつつあ

る側面も否定できず、スポーツ政策についてもD T S Rが主導する形での諸アクター間の下降型ネットワークが形成されつつあるのではないかと思われる。

図表 4 1 文化省のスポーツ政策モデル「成功への道」(Pathways to Success)



資料: Department for Culture, Media and Sport, A Sporting Future for All (London,2000), pp.24-25.

図表4 2 イングランドにおける地方行政機関の支出（単位 100 万ポンド）

| | 1994 年度 | 1995 年度 | 1996 年度 | 1997 年度 | 1998 年度 | 1999 年度 (見込み) |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| < 経常支出 > | | | | | | |
| 博物館・美術館 | 127 | 131 | 134 | 138 | 125 | 136 |
| 図書館 | 596 | 622 | 605 | 607 | 624 | 658 |
| スポーツ・レクリエーション | 531 | 510 | 539 | 537 | 559 | 533 |
| 観光 | 69 | 72 | 72 | 80 | 76 | 92 |
| 他の文化・遺産関係 | 126 | 127 | 128 | 128 | 131 | 143 |
| 経常支出合計 | 1,448 | 1,463 | 1,477 | 1,490 | 1,514 | 1,562 |
| < 資本支出 > | | | | | | |
| 博物館・美術館 | 26 | 23 | 26 | 31 | 29 | 25 |
| 図書館 | 30 | 25 | 30 | 30 | 29 | 24 |
| 芸術活動・施設 | - | - | - | 67 | 68 | 59 |
| スポーツ・レクリエーション | 169 | 186 | 208 | 192 | 231 | 234 |
| 資本純支出合計 | 225 | 234 | 264 | 320 | 357 | 342 |
| 総支出 | 241 | 252 | 274 | 335 | 375 | 356 |
| 資本収入金 | -16 | -18 | -10 | -15 | -18 | -14 |
| 地方行政機関支出合計 | 1,673 | 1,697 | 1,741 | 1,810 | 1,871 | 1,904 |

資料：Department for Culture, Media and Sport, The Government's Expenditure Plans 2000 ?01 to 2001 ?02 for the Department for Culture, Media and Sport, Annual Report 2000(London, 2000), p.179.より作成。

図表4 3 文化省の「スポーツイングランド」等への補助金配分（単位千ポンド）

| | | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|----------|----------|
| スポーツ関係合計 | 50,144 | 49,360 | 51,958 | 52,023 | 52,100 |
| スポーツイングランド | 36,925 | 36,489 | 37,873 | 37,973 | 38,025 |
| スポーツマッチ | 3,200 | 3,200 | 3,373 | 3,373 | 3,425 |
| UKスポーツカウンシル | 11,824 | 11,600 | 12,600 | 12,600 | 12,600 |
| チルドレンズ・プレイ | 400 | 400 | 500 | 500 | 500 |
| サッカーライセンス機関 | 896 | 792 | 920 | 900 | 925 |
| イギリスチェス連盟 | 49 | 49 | 50 | 50 | 50 |
| その他のスポーツ支援 | 50 | 30 | 15 | - | - |
| 年度 | 1997年度 | 1998年度 | 1999年度 | 2000年度計画 | 2001年度計画 |

資料：Department for Culture, Media and Sport, The Government's Expenditure Plans 2000 ?01 to 2001 ?02 for the Department for Culture, Media and Sport, Annual Report 2000(London, 2000), p.182.より作成。

第4章の註

¹ スポーツ政策に関わる諸アクターに注目した代表的な先行研究に、バリエ・フーリアン(Barrie Houlihan)の著作『スポーツをめぐる政府と政治』がある(Barrie Houlihan, *The Government and Politics of Sport*, London, 1991)。イギリスにおける政治とスポーツとの関係、スポーツにおける政府の役割、スポーツをめぐる政策過程等を論じたものである。その焦点は当時のSARD(=Sport and Recreation Division、スポーツ・レクリエーション局)、スポーツカウンシル、スポーツ統轄団体(Governing bodies)、スポーツ担当の地方行政機関といった諸組織の機能と役割をめぐる諸関係に置かれている。フーリアンはスポーツをめぐる個々の政府機関や関連諸組織について、歴史的変遷や機能および役割、諸組織間の相互作用を明示しているが、本書全体の基底にある彼の問題関心は、政策過程におけるスポーツカウンシルを中心とした諸組織間の相互作用のパターンを、「政策共同体」(policy community)という分析概念枠組を用いて把握するということにあった。その意義は、イギリスのスポーツをめぐる諸組織の役割と構造が丹念に記述・整理されたということ以上に、スポーツをめぐる政策過程における諸組織の連関が「政策共同体」という新しい分析概念枠組の中で実証的に解明されようとした点にあると思われる。

こうしたスポーツ政策過程研究の新領域はアメリカにおいても見ることができる。アーサー・ジョンソンはその著『マイナーリーグ野球と地方の発展』の中で、野球スタジアム建設によって都市中心部の復興に取り組むアメリカ諸都市の事例紹介を通じて、私的セクターの活力を支援する公的セクターの都市活性化戦略のあり方について考察している(Arthur T. Johnson, *Minor League Baseball and Local Economic Development*, Urbana and Chicago, 1993)。都市復興の切り札としてマイナーリーグのスタジアムを建設し、チームを誘致し、スタジアムを拠点に他のイベントを開催することで税基盤の拡大と経済活動の活性化を達成しようとする都市の戦略を分析しているのである。事例研究の対象とした都市は、ペンシルベニア州ハリスバーグ(Harrisburg)、インディアナ州サウス・ベンド(South Bend)、ノース・キャロライナ州ダーハム(Durham)などである。スタジアム建設及びその後の都市経営が成功しているか否かに関わらず、アーサーが活写したのはその過程で公的セクター、私的セクター、ボランタリーセクターそれぞれの利害が複雑に交錯しているという状況である。そして、各セクター間での綱引きや協力のバランスが崩れた時にスタジアム建設は失敗に帰するということである。彼はスタジアムが本当に当該地方自治体の資源となるかどうかは、市長の資質や決断のみならず、企業経営者の戦略や住民の問題意識にかかっていることを示唆しているのである。

² イギリスにおけるスポーツ産業は国内の農産業、化学産業、自動車産業よりも大規模であると言われる。(Ians. Blackshaw and Gillian Hogg, ed., *Sports Marketing Europe, The Legal and Tax Aspects*(Boston, 1993), p.5.). 1992年において、イギリス国内でスポーツに関連した諸活動の支出は8兆3,000ポンド(1992年)であり、これは国内総生産の1.7%に相当し、さらに、スポーツ関連商品への消費者支出は9兆7,500ポンドに達する。また、スポーツ

関連の被雇用者数は46万7,000人（1990年。1985年は37万6,000人）である。（Department of National Heritage, DNH Annual Report 1995(London,1995),p.48.）。

スポーツ市場を小売業の用具、シューズ、ウェア販売に限定したとしても、これらスポーツ商品の売上げは2兆6,000億ポンド（1992年。前年比4%増）に達するし、1993年から1997年までの間にこのスポーツ市場は33%拡大し、3兆4,000億ポンドになるという見通しが報告されている。また、この調査では「人口の5分の1以上が参加するスポーツはほとんどないが、スポーツ市場は熱中者の核を持つ。これはスポーツ団体の構成メンバー数に表れる。この意味でも最も人気のあるスポーツはサッカー、ビリヤード、ゴルフである。これらには100万人以上が積極的に参加している」ということが記述されている。

しかし、具体的にスポーツ市場をめぐるデータについては、レジャー行動との区別の困難性や多様性ゆえに共通の定義はない。したがって、「スポーツ市場は実際には特定のスポーツ、あるいは特定のタイプのスポーツをベースにした一連の明確な市場であるため、スポーツ商品に関わる全ての市場を調査することは不可能」とされている("Sports Marketing Overview", Retail Business - Market Surveys, No.433(1994), pp34-49.)。

このようにスポーツ市場の統計的把握は確定していないものの、この市場がイギリスの経済活動に一定の影響力を及ぼしていることと、たとえ分散的であれ市場の構成要素となっていることは確かである。（Jeremy Phillips and Alison Firth, Introduction to Property Law(London,1990), p.268）。

³ Department for Culture, Media and Sport(以下DCMSと略), Football Clubs Receive Awards for Facilities for Soccer Fans with Disabilities(DCMS 52/97.19 September 1997). インターネット上のアドレスは、<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi2627d.uk>

⁴ DCMS, Disability Sports should make the Headlines - Tony Banks(DCMS147/97. 3 December 1997). <http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi5393d.uk>

⁵ DCMS, Disabled Children must not be Excluded from Sport - Tony Banks(DCMS 121/98.4 June 1998). <http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi2309e.uk>

⁶ DCMS, *Kick Racism out of Football* (DCMS 100/9730. October 1997). <http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi4018d.uk>

⁷ DCMS, *Let's Turn up the Heat on Football's Race Thugs* - Tony Banks(DCMS 115. 4 November 1997). <http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi2309e.uk>

⁸ DCMS, Tony Banks Signs up to Tackling Racism in Football (DCMS 105/98. 12 May 1998). <http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi1396e.uk> 「対策本部」はサッカートラスト(Football Trust)、サッカー協会(Football Association)、F Aプレミアリーグ(FA Premier League)、サッカーリーグ(Football League)、プロサッカー選手協会(Professional Footballers Association)、人種的平等に関する委員会 (Commission for Racial Equality)、地方政府協会(Local Government Association)、サッカー・アカデミック(Football Academic)、イングランドスポーツカウンシル(English Sports Council)、サ

サッカーサポーター協会(Football Supporters Association)、サッカーサポータークラブ全国連盟(National Federation of Football Supporters Clubs)、身障者サポータークラブ全国協会(National Association of Disabled Supporters Clubs)、リーグ幹事協会(League Managers Association)、レフリー・ラインズマンサッカー連盟(Football League Referees and Linesmen)、といった機関の代表者から構成される(Department for Culture, Media and Sport, *Football Task Force Seeks Fair Deal for All* (DCMS 17/97. 30 July 1997).

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi1253d.uk>.

⁹ Department of National Heritage, Tony Banks Announces Cash Boost for the Football Trust (DNH 134/97. 5 June 1997).

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi9311c.uk>

¹⁰ DCMS, Simply the Best! - Top Schools Win Sportsmark Awards(DNH 162/97. 2 July 1997).

¹¹ DCMS, £160 Million Sports Institute Gets the Go Ahead(DCMS 123/97. 14 November 1997). <http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi4621d.uk>

¹² DCMS, Tony Banks Welcomes £40 Million for Football Coaching Initiative(DNH 139/97. 12 June 1997).

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi9524c.uk>

¹³ Department of National Heritage, Government Support Secures EU Declaration on Sport (DNH 146/97. 20 June 1997).

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi9798c.uk>

¹⁴ DCM, Tony Banks Initiates Sports Debate in Europe(DCMS 74/98. 7 April 1998).

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi0176e.uk>

DCMS, World Cup Bid Receives £3 Million Lottery Funding(DCMS 89. 21 October 1997),

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi3626d.uk>

DCMS, Building Bridges Through Sport(DCMS 86. 21 OCTOBER 1997)

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi3625d.uk>

¹⁵ Directions Issued to the English Sports Council Under Section 26 (1) of the National Lottery etc Act 1993.

<http://www.culture.gov.uk/SPORTPD.HTM>

¹⁶ Department of National Heritage, Mark Fisher Seeks Views on Criteria for "Listed" Sporting Events (DNH 174/97. 10 July 1997).

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi0552d.uk>. DCMS, Top-Level Group to Review Listed Sporting Events (DCMS 131/97. 25 November 1997).

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi4990d.uk>

リストアップされた大会は、オリンピック大会、サッカーワールドカップ決勝、サッカー

F Aカップ決勝、同スコットランドF Aカップ決勝、ウィンブルドンテニス大会決勝、グラ
ンド＝ナショナル(大障害物競馬)、ダービー競馬、ヨーロッパサッカー選手権決勝トーナ
メント、ラグビーチャレンジカップおよびラグビーワールドカップ決勝、である。(DCMS, New
Protection for Football on Television in Revision of Listed Sporting Events
(DCMS 135/98. 25 June 1998)).

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GHE/coi3176e.uk>

¹⁷ Department of Culture, Media and Sport, "A Sporting Future for All "

http://www.culture.gov.uk/PDF/sport_text.pdf

¹⁸ <http://www.culture.gov.uk/role/index.html>

¹⁹ *ibid.*

²⁰ *ibid.*

²¹ *ibid.*

²² 文化省年次報告によれば、スポーツイングランド(イングランドスポーツカウンシル)
は1996年9月19日にロイヤルチャータによって設置され、1997年1月1日に完全施行さ
れた。スポーツイングランドは、イングランドにおけるスポーツとフィジカルレクリエーシ
ョンの展開とスポーツ施設の提供を助長・支援・促進する責任を負う。特にイングランドに
おける若者のスポーツ、スポーツ活動やスポーツの卓越行動を達成することに焦点を当て、
イングランドにおける国営くじのスポーツ領域配分の責任を有する。

99年における主要な政策は以下のようにまとめられている。すなわち、

「同年1月において、困窮地域におけるスポーツ活動の改善を目指す12のスポーツアク
ション・ゾーンがスタートした。今後10年間で30ゾーンが指定されることとなっている。
イングランド障害者スポーツ連盟が同年10月に発足した。現在、1025の学校が『スポーツ・
マーク(Sportsmark)』に関わる資金提供の対象となっており、72校が金賞の『スポーツ・
マーク』対象校となっている。小学校の優れた身体活動プログラムを認定する『アクティブ
マーク』や『金賞アクティブマーク』計画がスタートした。『最高のプレイ』スポーツ計画
には、13,800校と6,500のコミュニティによるアクセスが260万人の子供たちをカバーす
る形でなされている」「5月にはくじ戦略がスタートした。くじは毎年、今後10年間にわ
たって1億5000万ポンドをコミュニティプロジェクトに対して提供し、5000万ポンドを『世
界クラス基金(World Class Fund)』に対して提供する。くじ戦略にはまた、特に若者や不
利益を被っている少数派市民、女性、身体障害者のニーズに対応した多くのプログラムも含
まれる。(中略)イギリススポーツ研究機関(UK Sports Institute)に対する支援も1億
2,000万ポンドに増額されることが表明された。ネットワークは、トップアスリート、指導
者、指導責任者が受ける世界クラスのサービスや施設を提供するであろう」というものであ
る。

UKスポーツカウンシルは、1996年9月19日に発足し、97年1月1日から完全施行とな
った。UKスポーツは「各々のスポーツカウンシルの中で指導的な役割を果たし、戦略的な
計画運営、調整もしくはイギリス全体としての利益を求め、イギリス全土に適用されるスポ
ーツ政策や不必要な重複を明確にすること、世界レベルに通じる卓越的なスポーツのUKレ
ベルの高度な競技スポーツに焦点を置き、そのための枠組みを確立すること」を責務として

いる。99年度の政策実績としては世界レベルの選手養成、スポーツ統轄団体と共にドーピング対策の実施、くじ資金での運営、イギリススポーツ研究機関との連携、「選手生涯教育プログラム」(ACE=Athlete Career and Education Programme)や「高度指導プログラム」(CPD=High Performance Coaching Programme)が挙げられている。(Department for Culture, Media and Sport, The Government's Expenditure Plans 2000-01 to 2001-02 for the Department for Culture, Media and Sport, Annual Report 2000(London, 2000), p.162, p.171.)

²³ http://www.english.sports.gov.uk/about/about_1.htm

²⁴ http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/whatwedo_1.htm

²⁵ http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/foryou/for_las_1.htm

²⁶ http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/active_commune/actcommu.htm

²⁷ 99年3月から活動を開始したイングランドスポーツ研究機関は、世界レベルの競技者のために最高水準のトレーニング環境を提供することを目的とする諸センター及びサービス提供者のネットワーク機関で、4,000人ほどの競技者を対象にする予定である。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのスポーツ研究機関と共に、イギリススポーツ研究機関の一部を構成する。ネットワーク内のサービスは、9つの地域研究委員会によって管理運営され、構成員にはコーチや選手も含まれる。労働党政権誕生以後、地理的なネットワークを有していなかった「イギリススポーツアカデミー」(British Academy of Sport)が「イギリススポーツ研究機関」に変更され、さらに99年末に「イギリススポーツ研究機関中央サービス」が創設され、イギリス全土のスポーツ競技水準の向上をめぐる調整者としての役割を担うこととなった。「スポーツイングランドくじ資金」により運営され、全国的スポーツ統轄団体と連携しつつ活動することが強調されている。

(<http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/eios/eios.htm>)

²⁸ http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/best_value/bestval.htm

²⁹ Sport England, Best Value through sport, the value of sport (Sowersby, 1999), pp.7-34.

³⁰ <http://www.english.sports.gov.uk/lottery/strategy/start1.htm>

³¹ Department for Culture, Media and Sport, The Government's Plan for Sport (London, 2001).

³² 文化省のコミュニティスポーツの展開をめぐる記述は、これだけにとどまらず、以下のような説明もなされている。すなわち、「スポーツ参加者がより高い技術を求めるようになり、それに応える課題がほとんどのスポーツにおいて存在する。多くの関係諸機関がこの問題に取り組んできたが、問題の構造と解決策をシンプル化させ、合理化させる必要がある。(略)スポーツ参加者のニーズと、疎外されたがゆえのスポーツ不参加者のニーズがこの問題解決の推進力となる」というものである。(Culture, Media and Sport, The Government's Plan for Sport (London, 2001)p.29.略筆者)。

さらに、「スポーツの愛好者であれ、卓越した能力の持ち主であれ、多くの青年は、地域におけるスポーツ機会が制限されるがゆえに、学校を離れた際にはスポーツ活動への従事がそこで終わってしまう。私たちの主要な競合相手であるフランスやオーストラリアは卓越したクラブ構造を有している。イギリスではクラブ構造はしばしば割拠化しており、ボランティア活動に多大に依存している。才能の把握と指導の展開はクラブの発展と連結しながらなされるものであり、これが将来的な国民スポーツ活動の成功や、メダル獲得には向かわない

スポーツ愛好者にとって鍵となる。政府はスポーツ統轄団体がクラブの発展プログラムを提供し、才能のある競技者に対してその潜在力を最大限に発揮させ、地方諸機関とのパートナーシップを構築するよう奨励する」とある。(ibid.)

³³ Sport England, Good Practice Guide Providing for Sport and Recreation through New Housing Development(London, 2001). p.86.

³⁴ 地方自治体レベルへの「ベストバリュー」の適用については、2000年4月にすべての地方自治体がすべての職務とサービスを対象とする業務改善の継続を確保するために開始され、経済性、効率性、有効性といった観点から、また、コミュニティとの協議を通じて取り組まれているとし、スポーツ政策領域における具体的な業務遂行指標として、以下の9項目が掲げられている。すなわち、地方自治体はスポーツ戦略を採択しているのか。「良質な実践」(best practice)に関するチェックリストに記入、スポーツ活動に定期的に参加する住民の割合、体育の授業に週2時間以上費やしている青少年の割合、スポーツクラブのメンバーである住民の割合、人口千人当たりの有資格のスポーツ指導者、コーチ、担当職員の数、現行のスポーツサービスに満足している住民の割合、当局のスポーツサービスは一連のサービス水準に達しているか、「良質な実践」に関するチェックリストに記入、人口千人当たりのスポーツ行政サービスの歳出、人口千人当たりのスポーツ諸組織に関する歳出、である。(Sport England, Performance Measurement for the Development of Sport, Consultation Draft, January 2001 (London, 2001)pp.9-18.)

³⁵ Sport England, Active Schools News, Issue 3 Summer 2001(London, 2001).

³⁶ Sport England, The Player, Spring 2001(London, 2001).

³⁷ スポーツマッチに関する説明として、「政府の草の根スポーツをめぐるスポンサーシップのインセンティブ計画である。文化省とスポーツイングランドから資金提供がなされ、イングランド内において『スポーツ・スポンサー機構』(Institute of Sports Sponsorship)によって管理される。スポーツイングランドは政府から年間約330万ポンドの資金提供を受けている」とある。(http://www.sportsmatch.co.uk)

³⁸ Sport England, Sport England Annual Report 1999-2000 (London, 2000)pp.102-103.

³⁹ Sport England, English Sports Summit (London, 2000)pp.1-40.

⁴⁰ http://www.uk sport.gov.uk/generic_template.asp?id=11717

⁴¹ UK Sport, UK Sport Annual Report 1999-2000 (London, 2000) pp.1-17.

⁴² http://www.ccpr.org.uk/about_us/index.html

⁴³ The Central Council of Physical Recreation, Active Britain, A Manifesto for Sport and Recreation (London, 2001)pp.1-18.

⁴⁴ しかし、「スポーツマッチ」(最低額で1000ポンド、最高額で5万ポンドが草の根スポーツに提供される。ただし、学校の場合最低額は500ポンド。スポーツマッチ獲得に向けた申請はスポーツとスポンサーによって共同でなされなければならないとされる。)に関するCCPRの見解は、以下のように文化省のそれとほぼ一致していると思なすことができるように思われる。すなわち、「草の根スポーツに新たなスポンサー金をもたらすものである。スポーツマッチは参加と技術の向上を促進する。スポーツに広範囲な観衆をもたらすことによって、スポーツマッチはこの国のあらゆるスポーツの将来に積極的に貢献する。若者、コミュニティ、身障者スポーツ、学校に重点を置くことにより、通常はスポンサーにとって有望だとは思えないような大会にスポンサーを誘引することが可能となる。」という見解がそれである。(http://www.ccpr.org.uk/clubs/index.html)

⁴⁵ アイルランド観光・スポーツ・レクリエーション省ホームページに掲載の各年の「カウ

ンティによる補助金提供先リスト」(List of Sports Grants by County)。ただし、2000年の補助金総額については個々の補助金額を加算した。

http://www.gov.ie/tourism-sport/grants/2002_sportsgrants.htm

http://www.gov.ie/tourism-sport/grants/2001_sportsgrants.htm

<http://www.gov.ie/tourism-sport/grants/sports2k.htm>

http://www.gov.ie/tourism-sport/grants/1999_sportsgrants.htm

⁴⁶ D T S Rのホームページ。「D T S Rの使命」(“Our Mission”)。

<http://www.gov.ie/tourism-sport/>

⁴⁷ 同「D T S Rが行うこと」(“What We do”)。

<http://www.gov.ie/tourism-sport/whatwedo/whatwedo.htm>